

通所リハビリテーション料金表

2018年8月1日

1. 基本料金表

(円)

1日の費用(介護度別) (負担割合)	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用料	722	1,443	2,165	863	1,725	2,588	1,002	2,003	3,004	1,165	2,329	3,493	1,327	2,653	3,980
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	20	40	60	20	40	60	20	40	60	20	40	60	20	40	60
食材料費	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830
1日自己負担目安	1,572	2,313	3,055	1,713	2,595	3,478	1,852	2,873	3,894	2,015	3,199	4,383	2,177	3,523	4,870

※3割負担は2018.8月～

2. 加算利用料

加算項目	1割	2割	3割 (2018.8月～)
入浴加算	56円/回	111円/回	167円/回
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	367円/月	733円/月	1099円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(Ⅰ)	944円/月(6ヵ月以内)	1887円/月(6ヵ月以内)	2831円/月(6ヵ月以内)
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(Ⅱ)	589円/月(6ヵ月超)	1177円/月(6ヵ月超)	1765円/月(6ヵ月超)
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ(Ⅰ)	1244円/月(6ヵ月以内)	2487円/月(6ヵ月以内)	3730円/月(6ヵ月以内)
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ(Ⅱ)	888円/月(6ヵ月超)	1776円/月(6ヵ月超)	2664円/月(6ヵ月超)
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ(Ⅰ)	1355円/月(6ヵ月以内)	2709円/月(6ヵ月以内)	4063円/月(6ヵ月以内)
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ(Ⅱ)	999円/月(6ヵ月超)	1998円/月(6ヵ月超)	2997円/月(6ヵ月超)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	123円/日(3ヵ月以内)	245円/日(3ヵ月以内)	367円/日(3ヵ月以内)
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	267円/日(3ヵ月以内)	533円/日(3ヵ月以内)	800円/日(3ヵ月以内)
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	2,132円/月(3ヵ月以内)	4,263円/月(3ヵ月以内)	6394円/月(3ヵ月以内)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	2,220円/月(3ヵ月以内) 1,110円/月(3ヵ月超6ヵ月以内)	4,440円/月(3ヵ月以内) 2,220円/月(3ヵ月超6ヵ月以内)	6660円/月(3ヵ月以内) 3330円/月(3ヵ月超6ヵ月以内)
栄養改善加算	167円/回(1月に2回、3ヵ月以内)	333円/回(1月に2回、3ヵ月以内)	500円/回(1月に2回、3ヵ月以内)
口腔機能向上加算	167円/回(1月に2回、3ヵ月以内)	333円/回(1月に2回、3ヵ月以内)	500円/回(1月に2回、3ヵ月以内)
重度療養管理加算	111円/日	222円/日	333円/日
中重度者ケア体制加算	23円/日	45円/日	67円/日
社会参加支援加算	14円/日	27円/日	40円/日
リハビリテーション提供体制加算	27円/回	54円/回	80円/回
介護職員処遇改善加算	総単位数に4.7%を乗じた単位数	総単位数に4.7%を乗じた単位数	総単位数に4.7%を乗じた単位数

3. その他

オムツなどの料金

オムツ	180～210円/1枚
リハビリパンツ	130～140円/1枚
パット	65円/1枚

加算項目	内容
サービス提供体制加算（Ⅰ）イ	都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。そして介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
入浴加算	入浴中の利用者の観察(自立生活支援のための見守りの援助)を含む介助を行った場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施されるものでありリハビリテーションの質の向上を図るため、利用者の状態や生活環境等を踏まえた多職種協働による通所リハビリテーション計画の作成、当該計画に基づく状態や生活環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供、当該提供内容の評価とその結果を踏まえた当該計画の見直し等といったサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算されます。そして医師はリハビリテーションの実施にあたり詳細な指示を行うこと。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(1)	上記に加え、計画作成に関与したPT・OT又はSTが説明し同意を得るとともに医師へ報告する。そして医師は会議に出席する(出席についてはテレビ電話等を使用してもよい)。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(2)	同上
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ(1)	Ⅰの内容に加え、医師が直接説明する。そして医師は会議に出席する(出席についてはテレビ電話等を使用してもよい)。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ(2)	同上
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ(1)	Ⅰの内容に加え、医師が直接説明する。そして医師は会議に出席する(出席についてはテレビ電話等を使用してもよい)。及び厚労省へVISITを活用してデータを提出しフィードバックを受けること。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ(2)	同上
短期集中個別リハビリテーション実施加算	利用者の状態に応じて基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的な個別に実施した場合に加算されます。本加算の算定に当たってリハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となる。
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して通所リハビリテーション計画に基づき、1週間に2日を限度として20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じて個別又は集団によるリハビリテーションは1月に8回以上実施することが望ましいが、1月に4回以上実施した場合に加算されます。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が生活行為の内容の充実を図るため目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い当該利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算されます。
栄養改善加算	おおむね3月ごとの評価の結果、条件のいずれかに該当するものであって継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより栄養改善の効果が期待できると認められるものについて継続的に栄養改善サービスを提供した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	おおむね3月ごとの評価の結果、条件のいずれかに該当するものであって継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては継続的に口腔機能向上サービスを提供した場合に加算されます。
重度療養管理加算	要介護3、要介護4又は要介護5に該当するものであって別に厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理を継続的に通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。
中重度者ケア体制加算	前3月の実績により届出を行った事業所については届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき毎月継続的に所定の割合を維持し毎月ごとに記録する。そして看護職員は指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置し他の職務との兼務は認められない。中重度者ケア体制加算は事業所を利用する利用者全員に加算されます。
社会参加支援加算	指定訪問リハビリテーション事業所がリハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合に加算されます。
リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれかを算定していて、常時当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が利用者に対し指定訪問介護を行った場合に加算されます。